

令和4年4月版特定器材マスター登録内容の一部変更（令和5年11月30日現在）

別表番号	区分番号	特定器材コード	特定器材名・規格名	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
02	010	729920001	血管造影用マイクロカテーテル（気管支バルブ治療用）	3		新 設		【令和5年12月診療分から適用】 令和5年11月30日付け厚生労働省告示第321号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」に基づく新設
02	087	729920002	植込型脳・脊髄電気刺激装置（疼痛除去・16極・充・自動調整付き）	3		新 設		〃
02	132	729920003	ガイディングカテーテル（気管支用）	3		新 設		〃
02	133	729920004	血管内異物除去用カテーテル（リード一体型ペースメーカー抜去用）	3		新 設		〃
02	225	729920005	気管支用バルブ	3		新 設		〃
05	036	721020001	半導体レーザー用プローブ	3		新 設		〃
05	037	721020002	レーザー光照射用ニードルカテーテル	3		新 設		〃
06	058	721016001	CAD/CAM冠用材料（5）	3		新 設		〃